

令和6年度カーボンニュートラルやまがた県民運動普及啓発事業業務委託  
基本仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度カーボンニュートラルやまがた県民運動普及啓発事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050」の実現に向けて、各種媒体を使用した広報や、啓発物品の制作・配布等による普及啓発活動を実施することにより、県民のカーボンニュートラルの認知度向上・カーボンニュートラルに向けた機運醸成を図ることを目的とする。

3 期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

4 業務内容

(1) 各種媒体を活用した広報の実施

県民のカーボンニュートラルへの理解を深め、主体的な脱炭素の取組みを促すため、各種媒体を活用した情報発信を行う。

〈共通：情報発信の内容〉

県民のカーボンニュートラルへの理解を深め、主体的な脱炭素の取組みを促す内容とすること。例) カーボンニュートラルやまがた県民運動の説明、県民が参加可能な脱炭素アクション、各種補助事業の紹介等

ア 新聞広告による情報発信

受注者は、新聞への広告掲載に係る原稿作成、校正等の一切の業務を行うこと。なお、情報発信は以下の仕様を満たすものとし、企画提案書において情報発信の内容を提案すること。

- (ア) 掲載媒体  
山形新聞
- (イ) 掲載回数  
2回
- (ウ) 1回あたりの掲載スペース  
5段以上
- (エ) その他  
掲載内容及び掲載日については、発注者と協議の上決定すること。

イ 情報誌を活用した情報発信

受注者は、情報誌への広告掲載に係る原稿作成、校正等の一切の業務を行うこと。なお、情報発信は以下の仕様を満たすものとし、企画提案書において情報発信の内容を提案すること。

- (ア) ターゲット層  
30代から40代の県民
- (イ) 掲載回数  
2回

- (ウ) 掲載する情報誌  
県内で購読可能なもの
- (エ) 1回あたりの広告枠  
掲載する情報誌の片面1ページ以上
- (オ) その他  
掲載内容及び掲載日については、発注者と協議の上決定すること。

#### ウ SNSを活用した情報発信

受注者は、若者の使用率の高いSNSを活用し、ターゲットを絞った情報発信を行うこと。なお、情報発信は、以下の内容を満たすものとし、企画提案書において情報発信の内容を提案すること。

- (ア) ターゲット層  
10代から20代の県民
- (イ) 掲載媒体  
Instagram
- (ウ) その他
  - ・ 掲載内容等及び掲載日については、発注者と協議の上決定すること。
  - ・ SNS広告への流入状況等を検証・分析し、情報発信の方法等の課題対応策を業務完了までに書面にて提出すること。

#### (2) ポスター・普及啓発物品の制作

##### ア 普及啓発ポスターの制作及び配布

カーボンニュートラルの普及啓発を目的としたポスターのデザイン制作・配布を行うこと。なお、ポスターの仕様は以下の内容を満たすものとする。

- (ア) 判型  
B2判 片面
- (イ) 色番  
4色（カラー）
- (ウ) 用紙  
コート紙135kg又はそれに準じる規格（協議のうえ決定）
- (エ) 加工  
8つ折加工（B5判仕上げ）
- (オ) 制作部数  
4,000部
- (カ) デザイン  
令和5年度カーボンニュートラルポスターコンテストの最優秀作品を使用したデザインとする。
- (キ) その他
  - ・ 標題・サブタイトルには飾り文字を使用することとし、他の文字はイラストに合った文字を使用し、視覚に訴えるデザインとすること。
  - ・ 受注者はデザインの原稿を作成し、発注者と協議の上決定すること。
  - ・ 制作したポスターは、発注者の指定する部数を指定する場所（700箇所程度）にそれぞれ指定する期限まで発送すること。なお、発送先に応じて、加工の一部変更を指示する場合がある。
  - ・ 完成品のデータについては、JPGの形式により発注者に納品すること。

## イ ロゴマーク入り普及啓発物品の制作

カーボンニュートラルやまがた県民運動の周知を図るための普及啓発物品を制作すること。なお、制作する普及啓発物品は以下の仕様を満たすものとし、企画提案書において制作する物品を提案すること。

### (ア) 種類

3種類程度

### (イ) 数量

各500個程度

### (ウ) 納期

令和6年7月末日まで

### (エ) デザイン

県が作成した「カーボンニュートラルやまがたロゴマーク」を効果的に使用し、視覚に訴える物品とすること

### (オ) その他

- ・容易に使用が可能であり、年代を問わず使用が見込めるものとする。
- ・カーボンニュートラルの認知度向上が期待できる物品とすること。
- ・デザインについてJPGの形式でも納品すること。
- ・普及啓発物品及びデザインの最終的な決定は、発注者が行うものとする。

### (3) その他

予め各業務のスケジュールを設定して事業を実施することとし、各業務実施日の10日前までに発注者あてに実施計画書を提出すること。

## 5 成果品

受注者は、本業務完了後、速やかに業務完了に係る次の書類を提出すること。

### (1) 業務完了報告書：2部

### (2) 事業実績がわかる報告書：2部、電子ファイル（CD-R）：1部

※SNSを活用した情報発信については、その実績を報告書に記載すること。

※新聞広告及び情報誌を活用した情報発信については、現物（2部）を提出すること。

## 6 著作権

(1) 本業務は、著作権法(昭和45年法律第48号)に問題が生じないように配慮すること。

(2) 本業務により新たに発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

(3) 本業務により新たに発生した版権は、すべて発注者に帰属するものとする。

(4) 本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

## 7 受注者の義務

(1) 受注者は、本業務の履行にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、本仕様書

及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識と知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- (2) 本業務の進捗状況を発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (3) 本仕様書は本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても必要と認められるものについては充足しなければならない。
- (4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。

## 8 その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合や、本仕様書に記載されていない事項については、その都度、発注者と受注者で協議のうえ対応を決定するものとする。